

こども誰でも 通園制度



こども同士で遊ばせたい



育児の悩みを
保育士に相談したい



こどもを預けて
リフレッシュしたい

こども誰でも通園制度とは？

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため創設された新たな通園制度です。

保護者の就労の有無に係わらず、月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位で柔軟に保育園等を利用できる制度で、二本松市においては令和7年9月から、令和8年4月からは全国の自治体において実施されます。



対象となるお子さん

二本松市内に住む **生後6ヶ月から2歳までの未就園児** が対象です。

※ 保育所、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育施設に通っていないお子さんが対象です。

利用料金

こども一人1時間あたり基本 **300円**

※ おやつ代・教材費など施設によっては別途料金が発生する場合があります。

※ 家庭状況によって以下のとおり利用料を減免します。

項目	利用料減免額
生活保護受給世帯	300円
住民税非課税世帯	240円
市民税所得割合算額が71,101円未満の世帯	210円
要支援・要保護家庭	150円

利用時間

こども一人につき **月10時間** まで

※施設によって1回につき利用できる時間が異なります。

実施施設

実施施設・制度の詳細等については市のウェブサイトをご確認ください。



二本松市 こども誰でも通園制度



利用までの流れ

STEP

01

認定申請

二本松市子育て支援課において、対象者の要件を満たしているか等の確認を行い、認定の可否を審査します。認定を受けずに施設との親子面談、利用予約はできません。

✓手順1 認定申請

オンライン申請等によりお申込みください。「認定申請の方法」をご覧ください。

✓手順2 認定審査後、ユーザーIDと認定証が発行されます。

✓手順3 お子さんの情報入力

ユーザーIDでこども誰でも通園制度総合支援システムにログインし、必要な情報を入力して下さい。



STEP

02

親子面談の予約・面談の実施

お子さんのアレルギーの有無や発育状況など、利用時の安全確保等に必要情報を確認します。

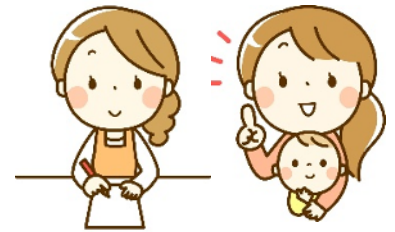
初回の親子面談を実施せず、利用予約はできません。

✓手順1 親子面談（初回のみ）の予約

総合支援システムから申請後、施設から面談日の連絡があります。

施設の都合により、親子面談の希望日に添えない場合がありますので、園と日程の調整をお願いします。

✓手順2 予約を行った施設で親子面談の実施



STEP

03

利用予約・施設利用

親子面談を実施した施設の空き状況を確認し、利用予約をして、施設を利用します。

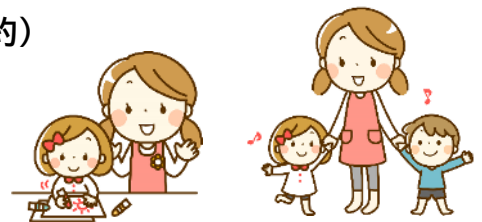
✓手順1 利用希望の園に利用予約（総合支援システムから予約）

✓手順2 こども誰でも通園制度の利用

登降園時にQRコードを携帯で読み込んで下さい。

✓手順3 利用料金の支払い

利用後、施設の定めた方法で利用料金をお支払いください。



キャンセルの取扱い

キャンセルに係る利用料や利用時間については、本市のキャンセルポリシーに基づき以下のとおり取り扱うこととしておりますので、ご確認ください。

キャンセル連絡	前日までにキャンセル連絡をした場合	当日にキャンセル連絡をした場合（無断キャンセル含む。）
利用料	なし	なし
利用時間	減算なし	減算あり (利用したものとみなします。)
実費負担 (おやつ代・教材費等)	各施設にお問合せください。 ※準備の都合上実費負担が発生する場合があります。	

※当日の予期しないキャンセルについては、速やかに施設へご連絡ください。
※無断キャンセル、度重なる予約変更をされた場合は、利用をお断りする場合があります。

認定申請の方法

認定申請は、本市の行政手続オンラインサービス「ゆびナビぷらす」または「ぴったりサービス」（マイナポータル）からお申込みください。



ゆびナビぷらす



認定申請
はこちらから

※オンライン申請ができない方は、郵送または窓口でも申請することができます。



「ぴったりサービス」
はこちらから →

「こども誰でも通園制度」で検索



お問合せ先

各実施施設 または 二本松市役所子育て支援課幼保指導係 TEL 0243-24-5181